

大崎法人会 会員の皆様へ

## 「障害のある方の職場実習の受け入れについてのお願い」

会員の皆様におきましてはますますご清祥のことと存じます。

日頃から障害者の雇用につきましては、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

大崎地域には仕事をしたいと思っている障害者の方が多数おられます。多くの方が地域の就労支援事業所等で働くためのトレーニングを行っていますが、実際の会社では『どのような仕事があるのか』『仕事をするためになにが必要なのか』『自分はどのような仕事に向いているのか』など、自分の実力を実際の会社で試す、自分の仕事ぶりを見ていただく機会を求めています。

障害者の就労については国も力を入れており、様々な施策（注1）を行っております。そこで、事業主の皆様には働きたいと希望している障害のある方の職場実習の場の提供をお願いいたします。

職場実習の調整等は大崎地域で障害者の就労支援を行っている（注2）障害者就業・生活支援センターLink（リンク）が行いますので、事業主に心配をおかけすることはありません。本人の状況に応じて職員が同行し支援いたします。お迎えいただく気持ちと仕事場と仕事を用意していただければと思います。

Link（リンク）では、この障がいのある方々の職場実習をとおして、

大崎地域での障害者の理解を進め、誰もが住みやすい大崎地域を目指したいと考えております。

話だけでも聞いてみたいという場合でも結構です。説明に伺わせていただきます。お気軽に下記までご連絡をいただきたいと思っております。

(注1) 障害者の方を雇用した場合にはハローワークからの様々な助成金などの助成制度があります。また、平成25年4月から障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%にあがり、対象事業所の規模が56人から50人に下がります。

(注2) 就業・生活支援センターとは厚生労働省、宮城県から委託を受け、ハローワーク、障害者職業センターなど関係機関との連携を図り、障がい者の就業、生活面を一体的に支援するために設置された事業所です。障がい者本人と雇用している事業主様双方に対しての支援を行います。大崎地域（大崎市、加美町、色麻町、美里町、涌谷障害者町）の担当はLink（リンク）となっており、宮城県社会福祉協議会が運営しております。

問い合わせ先

宮城県社会福祉協議会 障害者就業・生活支援センターLink（リンク）

電話 0229-21-0266 FAX 0229-21-0272

〒989-6162 大崎市古川駅前大通1丁目5-18

ふるさとプラザ2階

担当者：菅原 隆寿

# 障害者の雇用への助成金等の支援

## ○助成金等の支援制度

### ●障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

これは紹介された事業所で働き続けることができるかどうか試したいという場合に…事業主と有期雇用契約を締結し3ヶ月間の試行雇用を行うことで、就職に対する不安を軽減し、事業主と障害のある方の相互理解を深め常用雇用を目指すものです。

この事業の奨励金は対象者1人当たり1月40,000円で3ヶ月までとなります。

### ●ステップアップ雇用

この制度は精神障害者の方が就労する場合に、無理のない短時間の労働から始めて、職場で働き続けることができるかどうか、じっくりと試していきたいという場合に利用できる制度です。

これは週に10時間以上から初めて、3ヶ月から12ヶ月をかけて事業主と障害のある方の相互理解を深め常用雇用を目指すものです。

この事業の奨励金は対象者1人当たり1月25,000円で3ヶ月から12ヶ月の範囲までとなります。



### ●特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

この制度はハローワーク等の紹介により障害のある方を雇用する事業主の方に対し、支払った賃金に相当する額の一部を援助する制度です。

助成金額は障害の程度や勤務時間、企業規模で変わりますが期間は1年から長くて2年で、金額は1年で50万円から2年で240万円となり、半年毎の支給となります。

## ○その他の支援制度

●職場適応援助者（ジョブコーチ）…専門的技術を持つジョブコーチが事業主と雇用された障害者の双方に直接的な支援を行います。

●障害者就業・生活支援センター…就業面と生活面を相談窓口や事業所に出向いて事業主と雇用された障害者の双方への相談支援を行います。

※ 以上、助成金とその他の支援制度の主なものです。他にもございますが詳しくはハローワークから説明させていただくことができます。

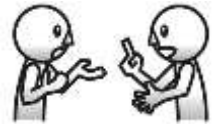
## 職場実習についてのQ&A



Q. 障害のある方とどのように接すればよいのか分からないのですが・・・

A. Link のスタッフから、障害の特性や配慮点、接し方のポイントについてお話させていただきます。

障害特性に応じてある程度の配慮は必要ですが、特別扱いはせず、ごく自然に受け入れて頂きたいとおもいます。実習先も本人もご心配のないように Link スタッフが必要に応じ同席いたします。



Q. どんな仕事をしてもらえればよいのですか？

A. まず、職場を見学させてください。障害のある方一人ひとりの得意なこと、できることは様々ですし、会社によって仕事内容、環境が違います。受け入れていただく事業所の担当の方と本人、Link スタッフで時間や期間、仕事内容を相談しながら検討します。

Q. 実習中の怪我、事故等が心配です。

A. 万一の事故に備え、Link では実習生の方に傷害保険をかけています。その補償の範囲で補償いたします。事業主の方の負担はございません。

Q. 実習では仕事をしてもらうので、賃金の支払いは必要でしょうか？

A. 実習は雇用ではありませんので、賃金を支払う必要はありません。

Q. 実習した後はその方を雇用しなければなりませんか？

A. あくまでも実習ですので、雇用義務はありません。しかし、本人の状況や適性を見て、本人や事業所の同意があれば、雇用して頂くことも可能です。

また、障害者の方を雇用することにより様々な制度（助成金等の金銭支援やジョブコーチ等の人的支援）を利用することができます。

※ 制度については裏面をご覧ください。



Q. 時間や期間は？

A. 1日3、4時間から、日数は3日間から2週間くらいです。